

**貸借対照表**

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>50,270,026</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>44,258,400</b>
現 金 預 金	5,645	買 掛 金	18,401,712
売 掛 金	50,216,755	短 期 貸 入 金	10,329,047
未 収 入 金	43,742	未 払 軽 油 税	15,091,457
繰 延 税 金 資 産	3,882	未 払 費 用	41,050
		未 払 法 人 税 等	161,555
		未 払 消 費 税 等	1,400
		預 り 金	232,175
<b>固 定 資 産</b>	<b>594,372</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>99,660</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>590,126</b>	繰 延 税 金 負 債	99,660
構 築 物	599		
工 具 器 具 備 品	0		
土 地	589,526		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>223</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>44,358,061</b>
電 話 加 入 権	223	純 資 産 の 部	
		<b>株 主 資 本</b>	<b>6,506,337</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>4,022</b>	資 本 金	100,001
差 入 保 証 金	2,022	資 本 剰 余 金	10,000
そ の 他	2,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	10,000
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>6,396,336</b>
		利 益 準 備 金	25,001
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,371,335
		別 途 積 立 金	3,080,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,291,335
<b>資 産 合 計</b>	<b>50,864,398</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,506,337</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>50,864,398</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**損益計算書**

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		238,452,433
売 上 原 価		236,876,305
売 上 総 利 益		1,576,127
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		43,866
営 業 利 益		1,532,261
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	57,405	
受 取 賃 貸 料	728,218	
営 業 外 運 賃 補 助	34,818	
そ の 他	139	820,582
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,269	
営 業 外 運 賃	34,818	
支 払 賃 借 料	708,939	
そ の 他		772,027
経 常 利 益		1,580,816
特 別 利 益		
有 価 証 券 売 却 益		
税 引 前 当 期 純 利 益		1,580,816
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	426,290	
法 人 税 等 調 整 額	53,628	479,919
当 期 純 利 益		1,100,897

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

**【 重要な会計方針に関する注記 】**

## 1. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

構 築 物	10 ～ 20 年
工具器具備品	7 年

## (2) 建物附属設備及び構築物

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴う影響額はありません。

## 2. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日)を当事業年度から適用しております。